

特許 & 技術レポート

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2014-02

ハイライト :

韓国特許庁、2014年の特許審査政策方向を発表	1
専門医薬品の商標権紛争、「Motilitone-Motilium、類似しても混同の恐れはない」	2
サムスン-グーグル、サムスン-エリクソンの特許クロスライセンス契約	3
フレキシブルリチウムの二次電池に関する特許出願が本格化	3
プログラム・スマートフォンのアプリケーションも特許として認定	4
人体の敵、微小粒子状物質をシャットアウト…HEPA方式の空気清浄機、特許出願増加	5



特許制度

韓国特許庁、 2014年の特許審査政策方向を発表

韓国特許庁は、特許審査処理期間の短縮を通じ、早期審査を希望する企業の要求に応え、多様な顧客のオーダーメイド型審査サービス、韓国企業の迅速な海外特許獲得の支援強化、創意的アイデア保護のための審査基準の整備及び特許法改定の推進等、2014年の特許審査政策の推進方向を明らかにした。

キム・ヨンミン特許庁長は、「特許審査処理期間の短縮が経済活性化に寄与するであろうと期待している」とし、「特許庁は、国民の創意的アイデアが強力な知財権として早期に権利化され、海外でも便利に特許を獲得することができるように審査サービスを強化するつもりである」と述べた。

◆細部内容◆

◎特許審査処理期間の短縮(11.7ヶ月)及び特許審査の品質強化

◦国民の創意的アイデアが早期に権利化できるように特許審査処理期間を年平均13.2ヶ月(2013年)から今年は11.7ヶ月に短縮する。

◦韓国知識財産研究院によると、計画通りに審査処理期間を短縮すれば、国民総生産は1兆3,433億ウォンに増加、雇用創出4,347人の効果があるという分析結果(2013年12月)が出た。

◦また、中国の特許文献に対する検索の強化、技術分野別検索ガイドの設置及び審査官の検索コンテストの開催等、先行技術調査の強化を中心に審査品質の向上を推進する。

◎審査の全過程にわたって顧客とコミュニケーションを取るポジティブ審査の強化

◦本格的な特許審査に先だって、「審査官と出願人の面談による予備審査」を難しい技術分野を対象として1月から実施する。これを通じ、出願人は審査官に技術内容を直接

説明し、審査官は出願人に拒絶理由を詳しく知らせることによって、正確な審査と拒絶理由の自発的解消が可能になるであろうと期待される。

◦また、代理人がない出願については、拒絶理由に対する補正方法を案内する等、審査の全過程にわたってポジティブ審査を強化する。

◎新製品に対する特許・実用新案・商標・デザイン出願を希望する時期に一括審査

◦新製品に対する1人創造企業・ベンチャー企業等の複数の特許と実用新案出願を新製品の発売に合わせて審査する一括審査制度を本格的に実施する。今年4月からは商標及びデザイン出願まで一括審査を拡大施行する。

◎海外特許を簡単に取得できるように特許審査ハイウェイの対象国を拡大

◦韓国で特許を受けた出願について海外で早期に審査を受けることができるように、特許審査ハイウェイの対象国をこれまでの14カ国から今年は21カ国に拡大する。特に、欧州特許庁(EPO)が対象国に追加されることによって、世界でも有数の市場の一つである欧州地域に進出する韓国企業の早期特許獲得に役立つであろうと予想される。

◎「コンピュータプログラム」及び「建築設計創作物」の特許保護強化

◦「記録媒体に保存されたコンピュータプログラム」を特許として保護する現行規定に対し、最近オンラインを通じて「コンピュータプログラム(スマートフォンのアプリケーション)」自体を取引する市場が活性化している。このような不一致を解消するために、「特許要件を備えたコンピュータプログラム(スマートフォンのアプリケーション)」を特許として保護されるように、今年上半期中に審査基準を改定する。

◦また、空間要素の特徴により、新規性・進歩性の特許要件の判断が難しい建築設計の創作物について、特許要件の判断事例及び権利範囲の解釈事例の補強を通じて審査基準を整備することによって、建築設計創作物に対する特許判断の基準を明確にする。



特許判例

大法院2013. 2. 28. 宣告2011HU3643判決[登録無効(特)][公2013上、595]

【判示事項】

訂正明細書等に関する補正の許容範囲

【判決要旨】

旧特許法(2009. 1. 30. 法律第9381号で改定される前のもの、以下同じ)第136条第1項、第9項、第140条第5項によると、訂正審判の請求人は、審判長の審理終結通知がある前に審判請求書に添付された訂正した明細書または図面(以下「訂正明細書等」という)に関して補正できるようにしているが、旧特許法第140条第2項によると、上記のような訂正明細書等に関する補正は、訂正請求趣旨の要旨を変更しない範囲内でのみ許容され、これは、旧特許法第133条の2第4項によって特許無効審判手続きでの訂正請求にもそのまま準用される。しかし、このような訂正明細書等の補正制度は、登録された特許発明に対する訂正の概念を正しく理解できていない特許権者が、明細書や図面の一部のみを誤って訂正したにもかかわらず、訂正請求全体が認められなくなることを防ぐために導入された制度であって、実質的に新たな訂正請求に該当する訂正明細書等の補正を許容することになれば、訂正請求の期間を制限した旧特許法の趣旨を没却する結果となり、訂正請求が受け入れられるまで訂正明細書等の補正書提出が無限に繰り返され、行政上の浪費と審判手続きの遅延をもたらす恐れがある点を考慮したとき、訂正明細書等に関する補正は、当初の訂正事項を削除したり訂正請求の内容が実質的に同一になる範囲内で軽微な瑕疵を直す程度においてのみ訂正請求趣旨の要旨を変更しないものとして許容されると見なければならない。

【参照条文】

旧特許法(2009. 1. 30. 法律第9381号で改定される前のもの)第133条の2第4項、第136条第1項、第9項、第140条第2項、第5項

【参照判例】

大法院2007. 10. 25. 宣告2005HU2526判決(公2007下、1870)

紛争

専門医薬品の商標権紛争、Motilitone-Motilium、類似しても混同の恐れはない

2012年にDONG-A STが発売した機能性消化不良の治療剤「モティリトン」は、スチレンの後に続く天然物新薬の成長株であって、DONG-A STが全社的マーケティングを通じ、昨年だけで181億ウォン(UBIST基準)の処方額を記録した。「モティリウム」は、多国籍製薬会社の韓国ヤンセンが国内で市販している胃腸管運動改善剤で、市販されてから10年以上経過した薬剤である。両者とも胃腸管に作用する消化剤の一種

で、市場競争の薬物でもある。最後の音節を除く三音節が同一であるため、先に「モティリウム」を販売していた韓国ヤンセンがDONG-A側にクレームをかけた。

1月21日の関連業界によると、特許審判院は昨年末、モティリウムの商標権を有する韓国ヤンセンの本社のあるジョンソン・エンド・ジョンソンがDONG-A STを相手に提起した商標権侵害請求を棄却した。モティリウムとモティリトンは名称は類似するが、混同の恐れはないというのが骨子である。

特許審判院はなぜこのような判断を下したか。最近公開された審決文で、審判院はモティリトとモティリウムは全て韓国語4文字が不可分的に結合されており、全体的に造語商標として認識されると説明した。最後の音節「トン」と「ウム」が医薬品の原材料、性質を示しているため、識別力が低いというジョンソン・エンド・ジョンソン側の主張が受け入れられなかったわけである。

特に、両者とも専門医薬品であるため、医師・薬剤師が主な消費者であるのに加え、類似する商標が共存しているという点を請求棄却の理由としている。今回の審決は、最近頻繁に行われている医薬品の商標権紛争で、審判院が専門医薬品の特性を判断に反映したため注目されている。最近先行して発売した多国籍製薬会社の、後発企業である韓国の製薬会社を相手にした商標権侵害請求が増えているが、韓国の司法当局は殆ど受け入れていない。

サムスン-グーグル、サムスン-エリクソンの特許クロスライセンス契約

サムスン電子とグーグルは1月27日、広範囲な技術・事業領域で特許クロスライセンス契約を結んだことを発表した。今回の契約を通じ、両社はこれまで持っていた特許は勿論、今後10年間に出現する特許まで共有することとした。両社間で特許を共有することによって、特許訴訟に巻き込まれる危険を大きく減らしたわけだ。特にアップルと長い間特許紛争を繰り返しているサムスン電子は、今回の協力で力強い味方を確保することになった。今後、製品・サービスの開発においても互いの技術を共有することができるようになり、両社ともに得をするという分析である。

スマートフォン市場1位のサムスン電子とOS市場1位のグーグルが特許協約を結んだという点で、IT業界では両社とも実利を取ったと評価している。サムスン電子は、ハードウェア分野で優れた実力を有しているが、まだソフトウェア分野の競争力は弱い。2009年にOS「Bada」を開発したのに続き、最近OS「Tizen」を主導しているが、結果は振るわない。しかし、グーグルの検索エンジン、アンドロイドOSに関する技術特許等を共有することができるようになり、サムスンのソフトウェアの競争力が高まるものと観測している。スマートフォンメーカーのモトローラを買収し、スマートグラス

「グーグルグラス」を披露する等、最近ハードウェア分野に対する関心を隠すことのないグーグルも、サムスン電子のスマートフォンの製造ノウハウを十分活用できることになった。

両社は、今回の特許ライセンスの締結について「特許訴訟というよりは未来成長事業の競争力を高めるのもの」と口を揃えているが、スマートフォンを対象とする特許訴訟の攻防にも少なくない影響を与えるであろうと思われる。特に、サムスンは、これまでアップルだけでなく多様な企業からの「特許訴訟のストレス」に悩まされてきた。サムスン電子は、「パテントトロール」と呼ばれる特許不実施主体(NPE)から昨年だけで38件の訴訟を起こされた。このような状況のため、特許訴訟を防御するだけで天文学的な費用を投入しているのが実情である。

業界では、今回の契約がサムスン電子とアップルとの間の特許紛争にどんな影響を与えるか注目している。今回の契約は、事実上「アンドロイド基盤最高のスマートフォンメーカー」であるサムスンに肩入れするための布石であるという分析も出ている。今月末、アップルのティム・クック最高経営責任者(CEO)に会って、訴訟の交渉を行わなければならないサムスンのシン・ジョンギョムIM(情報技術・モバイル)担当社長の立場としては、強力な味方を得たわけである。クロスライセンス契約は、企業が締結した後も発表しないことが多いが、これを発表したことも交渉を目前に控えてアップルを圧迫するためのカードと解釈できる。

一方、サムスン電子は、この日スウェーデンのエリクソンとも特許訴訟を終え、相互特許使用契約を結んだ。エリクソンは、サムスンと特許契約延長の交渉を2年近く繰り返してきたが、失敗するやいなや、2012年に米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起し、米国国際貿易委員会(ITC)にもサムスン電子を提訴した。これに対してサムスン電子も、エリクソンが自社特許8件を侵害したとして、同裁判所に訴訟を提起した。しかし、1年2ヶ月余りの両社の訴訟が今回合意点を見つけたことによって、サムスン電子は米国で行われる2件の重要な訴訟のうち一つを終えたことになる。

出願動向

フレキシブルリチウムの二次電池に関する特許出願が本格化

曲げたり折り畳んだりできるフレキシブルIT機器の登場と共に、フレキシブルリチウム二次電池の特許出願が急増している。

昨年10月サムスン電子は、世界初の左右に曲がったスマートフォンを発売し、その後が続いてLG電子でも上下に曲がったスマートフォンを発売した。

アップルもまた、曲面スマートフォン市場に飛び込むことが予想され、スパイ映画に登場するような先端装備である曲げたり折り畳んだりできるフレキシブルスマートフォンの時代がさらに近づいた。

このようなフレキシブルIT機器の本格的な登場のために解決しなければならないのがフレキシブルバッテリーの開発である。

リチウム二次電池は、このような次世代技術を具現するための中核部品であって、1991年に初めて市場に出てから、携帯用電子機器(IT)の移動用電源として毎年10%以上の成長を記録しており、次世代電気自動車(HEV、PHEV、EV)及び次世代送電網(Smart Grid)に用いられるエネルギー貯蔵システム(ESS、Energy Storage System)産業を活性化させることが期待される等、市場が拡大し続けている。

特許庁によると、最近10年間(2004~2013年)でのリチウム二次電池に関する韓国特許出願の件数は7,181件で、年平均11.5%で増加し続けている。

特に、バッテリー形状の変化による発熱または爆発等、安全性の問題を解決する技術開発が活発に行われている中、フレキシブルバッテリーの出願は2001年から2009年まで24件に過ぎなかったが、2010年から2013年までは計107件と最近大きく増加する傾向にある。

2001年から昨年までのフレキシブルリチウムバッテリーの技術分野での出願を出願人別に見ると、LG化学が58%を占めるほど技術開発に注力しており、サムスンSDIが9%とその後が続いている。

最近のこれらのメーカーの活発な出願は、昨年世界で初めて曲面スマートフォンが発売されたのに加え、今後フレキシブルIT市場での主導権を確保するための戦略によるものと思われる。

細部的な技術分野別の出願比率を見ると、ウェアラブルIT機器に適するケーブルバッテリーが50%と最も高く、四角形のパウチバッテリーへの曲面(Curved)形状の加工技術が22%、柔軟性を有する薄膜電池が10%、その他パッケージング技術及び素材技術等が18%を占めている。

特許庁の関係者は、韓国の電池メーカーがこれまでは優れた製造技術力と差別化した品質管理能力で日本及び中国のメーカーと競争してきたが、今後は「これまで世の中になかったデザインのバッテリー」を作ることができる創造的な技術力で優位を構築しなければならず、このために産学研の協力強化を通じた戦略的な技術開発及び基幹技術の確保が必要であると述べた。

造船海洋特許、 量より質で勝負しなければ

造船海洋産業の不況が長期的に続いていることによって、造船海洋分野の特許出願は昨年大幅に減少し、2008年以降初めて特許出願の上がり調子が崩れたことが分析された。

特許庁によると、昨年の造船分野(B63)の特許出願は前年に対して18%(580件)減少した2,661件であった。

技術分野別で見ると、船体構造及びデザイン分野(B63B)の出願は前年に対して385件と最も大きく減少し、船舶用推進装置分野(B63H)は109件減少とその後が続いた。

しかし、このような特許出願の減少にもかかわらず、昨年の造船分野(B63)の特許登録は前年に対して63%(552件)増加したことが分かった。

これに関して、韓国の造船大手3社の特許関係者は、「これまで推進してきた造船海洋分野の特許出願量を増やすよりも、今は特許登録率を高め、中核特許を確保する等、特許の質的な面にさらに重点を置いている」と述べた。

韓国の造船大手3社の特許登録件数は、前年に対して67%(831件)増加し、特にサムスン重工業と大宇造船海洋の場合、昨年それぞれ90.7%、87.1%の高い特許登録増加率を示した。

一方、特許庁の造船海洋特許研究会における最近の発表によると、韓国の造船大手3社の場合、欧州特許庁(EPO)の統計を基準に知的財産専門人員の数がそれぞれ必要人員の20%(現代重工業)、27%(サムスン重工業)、26%(大宇造船海洋)に過ぎないことが分かった。

これに関して、特許庁の関係者は、「今後は特許出願の量的成長と共に、知的財産の専門組織及び人員を拡充し、専門性を高めて、各社別のオーダーメイド型特許戦略樹立及び特許の質的向上に勝負をかけるべきである」と述べた。

電子・半導体

プログラム・スマートフォンのアプリケーションも特許として認定

今後は、プログラムやスマートフォンのアプリケーションも特許の保護を受けることができるようになる。

特許庁は、創意的なアイデア保護強化の一環として、プロ

グラムの発明に対する特許制度を改善し、今年下半期から施行すると明らかにした。

改善案の主要骨子は、プログラムについて権利として請求する用語を明確に規定し、発明の保護対象をプログラムに準じる類型まで拡大するものである。

制度が施行されると、特許権の請求記載の形式が「プログラム」、「スマートフォンのアプリケーション」、「プラットフォーム」、「ミドルウェア」とされていても、全て特許として認められるようになる。

プログラムの発明に関する韓国特許出願は、毎年1万件以上に達するが、特許権の請求記載の形式がCD等のようにプログラムを記録した記録媒体である場合のみ特許として認められている。このため、毎年500件以上の出願件が特許として認められなかった。

特許庁は、審査基準が改定されると、新たな類型のアイデア保護の根拠が設けられることは勿論、韓国のソフトウェア(SW)メーカーが特許を基盤として海外市場に進出するのに弾みになるであろうと期待している。

特許庁コンピュータシステム審査課のバク・ジェヒョン課長は、「審査基準の改定をきっかけに韓国のSW業界に知的財産の重要性に関する認識が拡散されるように、メーカーへの訪問及び説明会の開催等を通じて広く知らせるつもりである」と述べた。

LG化学、

二次電池技術で欧州・日本に特許登録

LG化学は、自社の「バッテリー安定性強化分離膜(SRS)」技術が欧州と日本の特許に登録されたことを明らかにした。

特許登録により、韓国はもちろん米国・中国・欧州等の市場でさらに高い技術競争力を確保すると共に、競争会社の無断模倣の可能性も遮断できる基盤が設けられた。

LG化学のSRS技術は、既存の分離膜に比べ熱収縮と電気的短絡を改善し、電池の性能と安全性を画期的に高めたというのが会社側の説明である。

この技術は、GM・フォード・ルノー・現代起亜車・ボルボ等の完成車メーカーと、ABB、SCE、SMA、グローバル電力会社のバッテリー供給メーカーの選定にも寄与することが予想される。数百のバッテリーセルを連結して使用する重大型のバッテリー分野では、それぞれの個別セルが均一な高性能を引き出すことが中核にある。このために、正極と負極の接触を防ぎ、電気的短絡を防止し、安定性を画期的に高めた分離膜の性能が重要である。

ユ・ジンニョンLG化学技術研究院長は、「今回の特許登録が、韓国の二次電池の技術力をさらに高めたきっかけになっ

た」とし、「この技術は莫大な研究開発費と人員を投入し、韓国内外350件余りの特許を受けた基幹技術で、今後無断使用等の技術保護にも注力するつもりである」と述べた。

化学・金属・生命工学

人体の敵、微小粒子状物質をシャットアウト…HEPA方式の空気清浄機、特許出願増加

1月17日のソウル市のPM2.5は74 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、WHOの基準値である一日平均25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ よりも約50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が多かった。

このように人体に非常に有害なPM2.5が、中国発の黄砂やスモッグに多量に含まれているという事実が知られることによって、家庭用空気清浄機の高性能フィルタであるHEPAフィルタ(High Efficiency Particulate Air Filter)に関する出願が増加し続けている。

特許庁によると、最近10年(2003~2012年)間の家庭用空気清浄機に関する特許出願は計370件であったが、このうち、電気集塵方式が222件、HEPAフィルタ方式が148件で、電気集塵方式の出願量がさらに多いことが分かった。年度別の出願動向を見ると、2009年以降電気集塵方式の出願は徐々に減っている反面、HEPAフィルタ方式の出願は増加し続けている。

これまで好まれていた電気集塵方式は、空気中の塵に陽(+)または陰(-)の電気極性を付与した後、それと反対極性の電極板を通じて塵を吸着する方式で、塵の直径が小さいほど除去の効率が低く、可動過程で人体に有害なオゾンガスが発生するというデメリットがあった。

しかし、HEPAフィルタ方式は、大きな粒子を除去する「PREフィルタ」、微小粒子状物質を除去する「HEPAフィルタ」、および匂い除去のための「脱臭フィルタ」を基本として構成している。また、HEPAフィルタは、1940年に代米国で「放射性粉塵を除去」するために不規則な配列の繊維組織を用いて開発したもので、0.3 μm 以下の粒子を99.7%以上除去することができ、ダニ、ウイルス、カビ等の除去性能にも優れていることが評価されている。このような高い性能のため、世界最大の家庭用空気清浄機市場である米国で市販されている製品の93%がHEPAフィルタ方式を採用している。

最近のHEPAフィルタの製造に関する主要特許としては、セラミックス素材、金属素材(Metal Fiber)、及び高分子(Polymer)素材を用いた製造方式がある。ここで金属素材からなるHEPAフィルタは、既存のHEPAフィルタに比べ、耐熱性、耐圧性及び機械的強度等に非常に優れているだけでなく、フィルタの再使用が可能である。このような理由で、米国、

日本を中心に大多数の先進国でも開発して製品化を試みていることが知られている。

特許庁生活家庭審査課のパク・ヒョンシク課長は、「今冬は、その折り折りでPM2.5注意報が発令される等、微小粒子状物質により東北アジア(中国、韓国、日本)市場を狙って微小粒子状物質の除去のための空気清浄機を開発、販売が増えてきている」とし、「中国等海外に進出するためには、まずは模倣製品による被害防止のためにHEPAフィルタに対する特許等知財権の確保を強化しなければならない」と述べた。

**韓国における知的財産問題でお悩みですか
新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。**

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr